

道路工事調整システムのシステム参加者以外の利用方法についての実施要領

千葉地区における道路管理者の所管に係わる道路工事調整業務の円滑かつ的確な実施を図るため、システム参加者以外の者（以下「道調特別利用者」という。）に対して道路工事調整システム（当該システムによって作成されたデータベースを含む。以下同じ）の利用を認めるものとし、次のとおり取り扱うものとする。

（道路工事調整システムの利用方法等）

第1 道調特別利用者の道路工事調整システムの利用方法等は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 道調特別利用者の工事計画の情報は、道路管理者（又は道路占用工事企業者連絡協議会、道路工事連絡協議会など）が取りまとめた入力原稿図などにより道路管理センター（以下「センター」という。）が入力すること。

ただし、道調特別利用者の工事計画情報は、道路管理者が入力することができる。

二 道路工事調整システムで整備したデータベースの利用は、センターが出力した図面又は帳票によること。

三 前号の図面又は帳票の提供は、道路管理者（又は企業者連絡協議会等）を経由して行うこと。

（道調特別利用者の指定）

第2 道路管理者は、別表の区分ごとに道調特別利用者として事業者を定めた時は、センターへ通知するものとする。

（利用料金）

第3 センターは、道調特別利用者の工事計画情報の入力件数並びに当該道調特別利用者に提供する道路工事調整関係の図面及び調書の枚数に応じて算出した額の利用料金を、当該道調特別利用者から徴収するものとする。

ただし、センターは次の各号に掲げる者からは利用料金を徴収しないものとする。

一 特別利用者のうち、別表のA欄に掲げる者（以下「道調特別利用者A」という。）及びC欄に掲げる者（以下「道調特別利用者C」という。）の利用料金。

二 別表のB欄に掲げる者（以下「道調特別利用者B」という。）の工事計画情報のうち、道路管理者が入力する場合の利用料金。

（利用契約の締結等）

第4 センターは、提供したデータベースの的確な利用を確保するため、道路管理者の指導のもとに道調特別利用者Bとの間で道路工事調整システム利用契約書により利用契約を締結し、必要事項について約定するものとする。

2 道調特別利用者A及び道調特別利用者Cとの間の利用契約書の締結は省略するものとする。

3 道路管理者は、次の各号に掲げる内容について、道調特別利用者A及び道調特別利用者Cの同意を得るものとする。

一 道調特別利用者A及び道調特別利用者Cの工事計画情報は、道路管理者がとりまとめるものとし、入力原稿図等によりセンター又は道路管理者が入力すること。

二 前号の規定より入力された工事計画情報を、道路管理者、公益事業者及び他の道調特別利用者が道路工事調整業務のために無償で利用することを許諾すること。

三 道路工事調整システムで整備したデータベース又はその一部を定められた様式の図面又は帳票の形態で、道路工事調整会議等の実施時期に合わせて道路管理者から提供すること。

四 提供した図面及び調書は、道路工事調整業務のみに利用するものとし、道路管理者の承諾を得た場合を除き、これらの複製を行わないこと。

五 提供した図面及び帳票について、善良なる管理者の注意をもって盗難、紛失及び外部への流失の防止に努めるとともに、機密保持を厳格に行うこと。

六 道路工事調整業務の実施中に知り得た秘密事項を他に漏らしてはならないこと。

以上

< 別表 >

道 調 特 別 利 用 者

区分	有償 無償	事 業 者 等 名
A	無償	(指導的立場の者) 千葉県警察本部、各警察署、千葉市消防局、千葉労働基準監督署
B	有償	(工事計画を有する者)
C	無償	(工事計画を有する者) A及びB以外で、道路管理者が特に認めた事業者